

# 諮 問 書

10 総用送第99号

平成22年6月30日

江戸川区公共調達審査会  
会長 鈴木 孝男 殿

江戸川区長 多田 正見



特定公共事業基本計画の作成について、江戸川区公共調達基本条例第14条第3項の規定により  
諮問します。

## 記

|                                       |                  |
|---------------------------------------|------------------|
| 事業名                                   | 小・中学校改築事業に係る基本計画 |
| 別紙のとおり、小・中学校改築事業に係る基本計画作成に関し意見を聴取します。 |                  |

### 【参考：江戸川区公共調達基本条例】

#### （特定公共事業基本計画）

第十四条 区は、特定公共事業の遂行に当たっては、その事業ごとに求められる実現すべき社会的要請を明らかにした当該事業に係る計画（以下「特定公共事業基本計画」という。）を作成しなければならない。

- 2 区は、特定公共事業基本計画を作成するときは、あらかじめ、区民及び当該特定公共事業について意見を有する者に意見を提出する機会を与えなければならない。
- 3 区は、特定公共事業基本計画を作成するときは、前項の規定によって提出された意見を付して、江戸川区公共調達審査会の意見を聴かなければならない。

## 小・中学校改築事業に係る基本計画（案）

小・中学校改築事業は、平成23年度より20年以上の長期にわたり、総事業費が2,000億円を超える、これまでにない大事業である。

区では、この小・中学校改築事業を、区民生活に密着し、地域社会の健全な発展のために特に重要な事業として、その社会的要請を実現するため、事業を遂行するための公共調達の全過程において、特に価格以外の要素を重視すべき事業、すなわち特定公共事業として指定したところである。

これまで小・中学校改築事業に関しては、①「学校施設改築の基本的な考え方について～第一次報告～」(平成19年9月)、②「学校改築における小学校施設のあり方について」(平成21年3月)を、パブリック・コメント(意見公募)により広く区民等の意見を求めた上で策定してきた。

さらに、このたびの特定公共事業実施にあたり、小・中学校改築事業において実現すべき社会的要請を明らかにするために、その具体的内容について、次頁以降のとおり③「小・中学校改築事業に求められるもの～実現すべき社会的要請～」を策定することとする。

以上の①から③を合わせ、「小・中学校改築事業に係る基本計画」として位置付けるものとする。

## 小・中学校改築事業に求められるもの

### ～ 実現すべき社会的要請 ～

#### (案)

小・中学校の施設は、小・中学校において行われる教育を効果的に推進する上での十分な機能を果たさなくてはならない。学校教育において、教室で行われる授業や児童・生徒と教員との人間的なつながりが重要なことはいうまでもない。しかし、そこでの教育活動が効果的に推進される上では、その教育活動が行われる物理的な空間が及ぼす影響も小さくない。

また、小・中学校は、建築物としての安全性は極めて高度なものである必要がある。子どもたちが日ごろ学ぶ上での十分な機能と万全の安全性を確保することは最低限の要請である。それだけではなく、災害時にもその機能を失わず、避難・復旧の拠点として十分に機能するものでなくてはならない。そのために、単に物理的に頑丈であれば良いものというだけではない。避難・復旧の拠点として発災直後から機能するためには、その建築の安全性についての様々な物的・人的資源なども完備してはならない。

さらに、小・中学校は、地域活動の拠点となることも期待されている。小・中学校が選挙の際の投票所として利用されることは象徴的なものであるが、その他、PTA活動・ボランティア活動など、多様な地域活動において広く活用されることも、小・中学校に求められる機能のひとつである。

つまり、小・中学校は正に地域の中核施設なのである。

この事業は、区の基本理念である、共育・協働・安心の実現に寄与し、区民の期待・要請に応え、活力溢れる地域社会の構築に繋がる特に重要な事業であるが故に、極めて多様で重大な社会的要請が存在する。

以下、小・中学校改築事業における社会的要請について示すものとする。

## 1. 地域・社会貢献

### (1) 教育への貢献

いうまでもなく、小・中学校は教育の場であり、義務教育が効率的に行われるために、安全性・教育環境への配慮が求められることは当然である。

また、教育活動は単に授業を受けるという形式で行われるだけでなく、様々な体験や人と人とのふれあいの中で行われることも多い。現在、行われている「すくすくスクール」や「チャレンジ・ザ・ドリーム」などは、それらの具体的な表れの一例である。

江戸川区民には、地域の子どもたちは地域全体で育てていくという住民性がしっかりと根付いている。請負業者には、こうした趣旨を踏まえて、様々な教育活動や学校行事への参加・協力が求められる。

### (2) 地域への貢献

江戸川区においては、区民による各種のボランティア活動・地域活動等が盛んに行われ、自らのまちは自らの手で作りあげるという気運に満ちている。

さらに、小・中学校は地域の象徴であり、地域活動の拠点として、現在、学校の施設開放等により様々な活動が行われている。

また、子どもや孫の通う学校の行事は、地域の大切なイベントであり、親子三代で同じ学校の卒業生といった例も数多く見受けられ、学校に対して深い愛着をもっている区民も多い。

小・中学校は、正に江戸川区長期構想の目指す、「共育・協働」、「安全・安心のまちづくり」実現のための地域活動における中心的な施設であり、地域コミュニティの中核である。

そして、このように地域活動が盛んに繰り広げられていることこそが、区民と区が長年にわたり培ってきた地域力豊かなまちの姿である。

請負業者も、この地域力をさらに高め充実させ、「共育・協働」、「安全・安心のまちづくり」を進めるという目標を区と共有し、その実現に向けて、区民・区と協働し、各種地域活動や防犯活動などへの参加、貢献が求められている。なお、具体的な地域活動として、子育て支援、文化・スポーツ活動の振興、町会・自治会活動、環境活動、交通安全対策、国際交流活動、伝統文化の継承、産業支援活動などが考えられる。

### (3) 環境配慮

請負業者には、地球・地域環境に配慮した取り組みが求められる。

具体的には日本一のエコタウンを目指して、区民と区が協働して進めている「エコタウンえどがわ推進計画」の理念を具現化するための取り組みなどがある。

## 2. 災害・緊急時対応、安全性

### (1) 災害時における区への協力の能力と意欲

小・中学校は、災害時には区民が安全を求める避難所として地域防災計画で指定されているため、発災時にもその機能を失わず、避難・復旧の拠点として十分に機能するものでなくてはならない。それ故に、単に物理的に頑丈であれば良いというだけでなく、発災直後から十分に機能を発揮させるためには、建築物の安全性について早急に確認できることが欠かせない。

さらに、災害後の早急な避難所の開設や運営、応急補修や緊急対応、ライフライン確保のための体制づくりも、区民生活を守るためには特に重要となる。

そのためには、施工に携わった技術者が現場に駆け付けるまでの時間や、応急措置のために必要な資機材や重機の搬入に要する対応（時間的・人材・資機材等）が特に重要である。

加えて、建設事業者等が、地域での防災訓練に持てる力を具体的に発揮することや、江戸川区と実践的（予防対策・応急対策・連携等）な災害協定を締結することなどは、その企業が社会的責任を果たし、区民を守ろうとする地域への貢献意欲の表れである。これらは、災害時における相互の役割を認識するとともに、パートナーシップを構築するうえでも大切な事項である。

また、避難所という性質上、その機能を失わず、避難・復旧の拠点として利用できるための費用や期間が最小限に抑えられことも大切である。

### 3. 雇用・地域経済の活性化

#### (1) 従業員の安定雇用・労働条件の整備状況

小・中学校改築事業は20年以上の長期にわたり巨額な投資が、納税者である区民の負担のもとに行われるものである。この投資が、区民の福祉の増進及び区内経済の活性化に効果を発揮することは、区民が期待するところである。それ故に、できる限り、区民の雇用促進や雇用の安定化に繋がることが求められる。

事業の及ぼす効果が区民生活にどのように反映されるか見定めるために、下請業者も含めて従業員における区民の雇用・勤務状況、賃金、安定雇用、労働条件等についての実態を把握し、その波及効果を確認する必要がある。よって、請負業者には、雇用状況等の関連する情報の把握と提供が求められる。

また、従業員の安定雇用や建設業を担う人材育成の重要性に鑑み、労働者の能力・資質向上のための研修や人材育成への取組体制も構築する必要がある。

#### (2) 区内下請業者・区内労働者の活用

小・中学校改築事業が、長期にわたって推進されることは、地域産業にとっても、自ら発展するための大きなチャンスである。

地域産業・経済にとっては、この事業による投資がもたらす効果を、自らの企業力を高めることができる機会と捉えて、技術者等の人材の確保を行うなどの努力を通して、組織力・経営力を向上させることにより、地域経済が全体的に活性化することが求められている。

そのために、下請業者への発注における、区内業者の活用状況や発注額及び区内業者への材料調達の発注実績などを見定め確認することが必要である。よって、請負業者にはその実績を示すため、適宜、工事施工体制計画等の提出ができる準備が求められる。

#### 4. 創意工夫、工事体制、品質管理

##### (1) 工事に関する提案

改築工事が長期にわたることから、工事期間中の児童や周辺住民に対する安全対策、騒音・振動対策、工期の短縮などに関して、請負業者の創意工夫に基づく積極的かつ主体的な提案がなされた場合は、その業者の意欲及び建築物や地域社会への愛着の表れとして捉える必要がある。

また、施設の公共性から、工事施工過程で発生する建築材等の産業廃棄物の分別の徹底や、リサイクルへの取組みに関しては、請負業者には法令遵守が強く求められるが、法令を超えた提案があった場合、その業者の環境に対する真摯な配慮の表れとして評価すべきである。

さらに、請負業者には、これらの評価項目に規定していないことから積極的に提案することも求められている。

##### (2) 工事成績・工事体制

施工過程及び竣工後検査で行われる工事成績評価において評価されるものは、まず、第一は請負業者の能力と意欲の表れとしての出来上がり・仕上がり状態である。そのためには、技術力の向上確保への努力を常に追求していかなくてはならない。よって、過去の工事成績評価は工事品質確保のための重要な判断指標になり得る。

また、今回の学校改築における工事成績評価の結果は、次回以降の業者選定にあたり重要な考慮要素とする必要がある。

さらに、施工過程の工事体制は、円滑で安全な工事遂行に向けての姿勢を判断するうえで、請負業者の意欲と能力が顕著に表れる事項である。担当技術者の過去の工事実績並びに成績、その体制づくりへの提案についても適切に判断する必要がある。

##### (3) アフターケア

小・中学校は、その建築物としての安全性は極めて高度なものである必要がある。子どもたちが日ごろ学ぶ上で、子どもたちの安全・安心を確保することは最低限の要請である。

さらに、小・中学校は、災害時にもその機能を失わず、避難・復旧の拠点として十分に機能するものでなくてはならない。当然のことながら、手抜き工事が許されないことはいうまでもない。

建築物の安全性の確保は、適正な施工体制のもと発注者による的確な工事監理の実施を通じて実現され、さらに時間的経過を伴う安全性の確認は、建築後の施設の使用を通じてなされるものである。

小・中学校のように、長期にわたり多様かつ重要な機能を果たすべき建築物が、真に安全性を確保し、効率的であると言えるためには、単に、安価で竣工すれば良いというものではなく、教育活動で使用された時に、学びの場として十分に機能し、快適な学校生活をおくれることが不可欠である。

また、メンテナンス等の維持管理に関しては、定期的な巡回はもとより、補修や修繕

が必要となった場合には、要する経費だけでなく、教育活動に支障をきたさないよう短時間で対応できることが求められる。

このように、学校という建築物における効率性とは、改築から次の改築までの総合的なライフサイクルコストが最小になることが求められている。

加えて、こうした施設の性格から、躯体等の主要部分については瑕疵担保期間に限らず、技術力に裏付けされた一定の長期間の保証がなされることが求められる。



## 5. 社会情勢の変化、地域特性への配慮

### (1) 社会情勢の変化

学校改築事業は、「学校施設改築の基本的な考え方について～第一次報告～」でいうとおり、20年間で71校が対象となり、さらにその先も残った学校の改築は必要となる。

こうした長い期間にわたる事業を考える時に、現時点でも、少子高齢化・経済の停滞・ITの普及など社会情勢の変化は目まぐるしく、また、区民のニーズも多様化するなど、区民の暮らしを守り、安全安心な社会づくりに向けての、区民の区政への期待は拡大、変化することが予測される。

これらを勘案するならば、実現すべき社会的要請も、その時々の変化を的確にとらえ、柔軟に対応していく必要があることは論をまたない。

### (2) 地域特性への配慮

江戸川区において、小・中学校は地域コミュニティの中核をなす施設のひとつであることから、それぞれの地域の歴史と風土が育んだ地域の特性に即応できるものでなくてはならない。

地域の持つそれぞれの独自性を見極めるとともに、グローバルな社会情勢の変化もとらえながら、地域毎の現状と課題を踏まえて、地域特性に応じた配慮を不断に続けることが求められる。

## 「小・中学校改築事業に係る基本計画」 の意見公募（パブリック・コメント）手続の結果について

「小・中学校改築事業に係る基本計画」に関する意見公募（パブリック・コメント）手続は、平成22年6月1日から平成22年6月14日までの期間に行いました。

### 1 意見公募手続の概要

#### （1）意見公募の周知方法

ア 平成22年6月1日から平成22年6月14日の間、区ホームページに掲載するとともに、江戸川区総務部用地経理課契約係の窓口で閲覧

イ 平成22年6月1日号の「広報えどがわ」に掲載

#### （2）意見の提出方法

ア 区ホームページ

イ 郵送又は持ち込み

#### （3）意見の提出先

江戸川区総務部用地経理課契約係

### 2 意見公募の結果 2件（2名）

#### 〈意見1〉

小学校改築にあたっては、各種の環境への配慮がされていることは良いことだと思います。ですが、再生可能資源である木材をもっと活用すべきではないかと考えます。

たとえば、鉄筋コンクリート構造ではなく、木造建築を検討するとか、内装は床材から壁・天井などすべて国産の無垢材を使用するといったことです。

費用的にはコスト増ととらえられるかもしれませんが、経年変化による塗料の塗りなおしやコンクリートのひび割れなどに対するメンテナンスを考えるとトータルコスト（今後数十年）は変わらないと思われます。

木造校舎で学ぶ子供たちには情緒的な安定が見られるとの報告も聞き及ぶところですので、将来の日本を託す子供たちのためにもよりよい環境を望むところです。

#### 〈意見2〉

環境配慮として

- ネット・ゼロ・エネルギー・ビルを目指す。
- 省エネルギービルシステムの要件を満たす。（現行の省エネ基準を20%上回る省エネ性能）
- キャスビーによる環境性能表示をする。Sクラスを満たす設計をする。
- 環境性能の見える化を追求する。
- RCは外断熱で建築する。

# 答 申 書

平成 22 年 7 月 23 日

江戸川区長 多田 正見 殿

江戸川区公共調達審査会

会長 鈴木 孝男



平成 22 年 6 月 30 日付け、10 総用送第 99 号で諮問のあった特定公共事業基本計画の作成について、江戸川区公共調達基本条例第 20 条第 2 項の規定により、下記のとおり審議結果を答申します。

## 記

|               |   |
|---------------|---|
| 諮問のあった<br>事業名 | 小・中学校改築事業に係る基本計画  |
| 審議結果・<br>答申内容 | <p>小・中学校改築事業に係る基本計画の趣旨は、適切であると認めます。ただし、以下の意見を踏まえて計画を作成するよう願います。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 文章構成に分かりづらい部分がある。</li><li>○ 請負業者に何が求められているのか明確ではない。</li><li>○ ライフサイクルコストというのは何を期待しているのか見えない。</li><li>○ 創意工夫の中で工事品質を高めるための提案を求めてもよいのではないか。</li><li>○ 具体的に示すところは明確に書いた方が請負業者は対応しやすいのではないか。</li><li>○ 災害・緊急時対応、安全性の部分は、事前の対応と災害時の対応とに分けた方がよいのではないか。</li></ul> <p>また、パブリックコメントによる区民からの意見については、2件とも設計段階の意見であり、平成 24 年度以降に着工する学校改築の設計時に参考とされるよう慎重に配慮願います。</p> |